

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 7 年 1 2 月 4 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

令和7年12月4日

開 議	午前9時30分	
日程第1	議席の指定	
日程第2	諸般の報告	
日程第3	議案第64号	岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
日程第4	議案第65号	職員の給与に関する条例及び岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第66号	岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第67号	岩出市観光案内所設置及び管理条例の制定について
日程第7	議案第68号	岩出市水道事業給水条例の一部改正について
日程第8	議案第69号	令和7年度岩出市一般会計補正予算（第5号）
日程第9	議案第70号	令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第71号	令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第72号	令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第12	議案第73号	令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第74号	令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第75号	市道路線の認定について
日程第15	議案第76号	岩出市火葬場改修工事請負契約について

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席の指定、諸般の報告、議案第64号から議案第75号までの議案12件につきましては、質疑、常任委員会への付託、議案第76号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議席の指定

○玉田議長 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席をただいまのご着席のとおり指定いたします。

なお、1番議席は空席といたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 諸般の報告

○玉田議長 日程第2 諸般の報告を行います。

本日の会議に、市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第76号の議案1件であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について～

日程第14 議案第75号 市道路線の認定の認定について

○玉田議長 日程第3 議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件から日程第14 議案第75号 市道路線の認定の件までの議案12件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上で、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1 番目、公明党議員団、大上正春議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

大上正春議員、議案第66号の質疑をお願いします。

○大上議員 議長の許可をしましたので、議案第66号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、1点だけお伺いしたいと思います。

様々な事柄になってくるんですけども、今後のごみ袋、極小サイズのごみ袋についてのスケジュールについてお伺いしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 おはようございます。大上議員の質疑にお答えいたします。

今後のスケジュールにつきましては、令和8年1月から2月にかけて、指定ごみ袋の取扱店及び総括取扱店の岩出市商工会に説明を個別に実施し、早ければ、令和8年4月からの運用したいと考えてございます。また、市民に対しましても、市ウェブサイトや広報紙を通じて周知したいと考えてございます。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

大上正春議員。

○大上議員 来年の4月から運用ということでしたので、例年、6月に実施の無料配布ですけども、これに恐らく間に合うのかなというふうに考えます。そうした場合に、多くの方に極小サイズを試してもらおうという意味で、無料配布のときに、極小サイズを選びやすいように、それぞれ世帯ごとに分けて設定はいつもしていただいているんですけども、従来使っているサイズとセットで選択できるような、例えば極上サイズを何枚、20リットルのサイズを何枚と、それぞれの世帯ごとに極小サイズも足して選んでいただけるような、そんな方法も用いていただければというふうに思うんですけども、それについていかがでしょうか。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 再質疑にお答えいたします。

無料交付につきましては、多分今の現状のスケジュールからいくと、特小袋のほ

うも間に合うかと思えます。参考に使っていただきたいというお考えなんですけれども、そこに関しましては、やはりはがきに対する印刷の仕方とか、あと選択制の選び方、そういった観点も考えなければいけないということで、すぐに実現できるかどうか分かりませんので、今、受付のところにごみ袋を実際貼り付けて、どの大きさがいいかというのを今掲示しております。そういった形で手に取って分かってもらえるというような広報の仕方をして、皆さんには使っていただけるよう周知したいと考えてございます。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

大上正春議員。

○大上議員 従来であれば、1世帯、2世帯であれば、極小サイズを多分何十枚で1セットになってしまうのかなというふうに思うんですけども。今現在、7世帯以上の方で30リットルを何枚と45リットルを何枚と、2パターンを選べるような段階のところもあるというふうに思うんですけども、そういう感じでしていただけることというのが可能なんじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 再々質疑にお答えさせていただきます。

現状の無料交付に関しましても、欄的には小・中・大とあるんですけども、大・中・小のいずれかを選んでいただくという方向を取っております。恐らく今後無料交付を取りあえずやるのであれば、そういった形にしか、手続上、厳しいのかなというふうに、今の現時点では考えてございます。

○玉田議長 これで、公明党議員団、大上正春議員の質疑を終わります。

2番目、市來利恵議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

市來利恵議員、議案第64号の質疑をお願いいたします。

○市來議員 議案第64号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についての質疑を行いたいと思えます。

まず、提案理由には、給与に関する人事院勧告の内容を勘案し、期末手当の改定を行うものとしていますが、議員は人事院勧告の対象となっているのかについてお聞かせください。

あと、改正を行わないという判断、議論はなかったのか。

市長、副市長、教育長、議員の引上額と影響額について。

最後に、今回の改正に市民の理解が得られると考えるのかについてお答えください。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

1点目と2点目、一括してお答えします。人事院勧告の対象となるのは、給与表の適用を受ける一般職の国家公務員であり、市議会議員については直接的な対象とはなっておりません。しかしながら、人事院勧告は、人事院が中立的な立場から適正な給与水準を勧告するもので、本市においては、人事院勧告を勘案して給与改定を行っているところであり、議会議員の期末手当についても改正を行うものです。

次に、3点目についてお答えいたします。条例における引上額については、市長で5万6,700円、副市長で4万7,600円、教育長で4万3,400円、市議会議員については、議長で2万8,175円、副議長で2万5,300円、議員で2万3,575円の引上額となっており、全体の影響額といたしましては、48万4,075円の増額となります。

次に、4点目についてお答えいたします。今回の人事院勧告では、民間事業所で支払われた給与の支給割合を算出した上で、国家公務員と比較した結果、支給月数が民間事業所と比較して下回っていたことによる勧告がされております。それに従い、国家公務員の給与等が改正されることに合わせて、市職員の賞与の支給割合を改正することに伴う改正であり、理解は得られるものと考え、議案として上程しております。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 議員については、人事院勧告の対象となっていないという形になっております。であるなら、私たちは報酬としてもらっているわけですから、給与としては発生してないと。そういう中では、一般職については、そうやって理解が得られるかもしれませんが、しかし、特別職については、市民から本当に理解が得られるのかというのは、甚だちょっと疑問ではあるんですが、その点はしっかりと得られるというふうに本当に考えられているのかという点をもう1回聞きたいと思います。

あと、審議会等々もあるんですが、そういった点で、こちらのほうの、今度、改定についての審議会等々で話し合われたということになっているのかどうかという点をお聞きしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市来議員の再質疑にお答えいたします。

理解が得られるのかというふうに考えているのかということですが、人事院勧告以外に、市において算定する等々の要件等がございませんので、人事院勧告に従うということが一般的であると考えておりますので、議員の賞与に関しましても理解が得られるものと考えております。

それから、岩出市特別職報酬等審議会条例において審議する内容といたしましては、報酬及び給与の額となっておりますので、手当等に関しましては、こちらのほうで審議のほうはいたしておりません。

以上です。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 1点だけなんですけど、今回、審議会ですね、給与等、報酬等の関係ではないのでやっていないということなんですけど、せめてしっかりとそこで議論を図っていただくということが必要ではないかと考えます。というのも、他の自治体では、例えば人事院勧告のこういった改正に当たっても、しっかりとした議論を行いながら、議会に提案をしていくというパターンもかなり多くあるんです。そういったことを考えれば、しっかりと議論を行った中で出してくるというのが常識ではないのかなと考えますので、その点だけお聞かせいただきたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 再々質疑にお答えいたします。

審議会においては、諮問を受けて開催するものでございますが、本市においては毎年開催をさせていただきまして、報酬と給与等に関しましては、諮問をさせていただいているところでございます。その中で、議員等の年収等の総額についてもお示しすることにはなるとは思いますので、その部分において諮問をいただくという内容となっておりますと考えております。

以上です。

○玉田議長 続きまして、議案第66号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第66号 岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につ

いての質疑を行いたいと思います。

指定袋の10リットル1袋につき11円の根拠について教えてください。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

令和5年6月議会でご承認いただきました岩出市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正におきまして、指定袋の手数料が1リットル当たり1.1円となっており、令和7年10月28日開催の第3回岩出市環境を守る審議会の中でも賛同いただいたため、10リットルを11円としております。

なお、国の一般廃棄物処理手数料有料化の手引では、全国平均で1リットル当たり1.11円との結果が示されてございます。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 1袋につき11円の中で、これは袋、言うたら、廃棄手数料というのがあ  
ると思うんですが、それは幾らになりますでしょうか。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 再質疑にお答えいたします。

こちらのごみ袋の手数料に関しましては、まず、ごみ袋の製造にかかるコスト、  
あと、ごみ減量化に関するコストというのが入ってございますので、そちらを含め  
ての1.1円となっております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 その内訳は何ですか。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 再々質疑にお答えいたします。

処理手数料で、今までの決算で約6,000万円がごみ袋の手数料として入ってきて  
ございます。そのうち約1,000万が、先ほど申し上げた取扱店とか総取扱店にお支  
払いしている手数料で、そちらのほう約1,000万円ほどございます。残り5,000万  
円のうちごみの減量化、また製造に関する費用が支出されているとなっております。

○玉田議長 これでは、市来利恵議員の質疑を終わります。

以上で、議案第64号から議案第75号までの議案12件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第64号から議案第75号までの議案12件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第76号 岩出市火葬場改修工事請負契約について

○玉田議長 日程第15 議案第76号 岩出市火葬場改修工事請負契約の件を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長

○川端副市長 ただいま議題となりました議案第76号 岩出市火葬場改修工事請負契約についてご説明いたします。

この議案は、岩出市火葬場改修工事請負契約を締結するに当たり、予定価格の金額が1億5,000万円以上となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

何とぞ慎重ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○玉田議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので発言を許します。質疑は自席からお願いいたします。

1番目、公明党議員団、大上正春議員、質疑をお願いいたします

大上正春議員。

○大上議員 議案第76号の岩出市火葬場改修工事請負契約について、3点お伺いしたいと思います。

まず1点目、当初予算編成時の見積りはどうしたのか。

2点目として、最初の入札で参加申請者がなかったのはなぜなのか。

3点目として、契約事業者との今までの取引歴についてお伺いしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 大上議員のご質疑にお答えいたします。

1点目の当初予算編成時の見積りはどうしたのか、につきましては、現状の施設を維持して、火葬炉及び設備を更新し、火葬炉を停止することなく運営することを条件として、火葬場の運営を委託している指定管理業者を通じて、専門業者から見積りを徴して予算を計上いたしました。

2点目の最初の入札で参加資格者がなかったのはなぜか、につきましては、考えられる理由として、工事金額、工期及び建設業法第27条の29第1項に定める経営事項審査結果通知書における建設業の種類、機械器具設置工事の総合評定値（P点）などの条件面が合わなかったことだと考えてございます。

3点目の契約事業者との取引履歴につきましては、これまで本市との取引歴はございません。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

大上正春議員。

○大上議員 指定管理者に依頼をして見積りを取ったということでお伺いしたんですけども、指定管理者に依頼した見積りを取った業者が、最初の入札に参加しなかったということがちょっと分かりにくいんですけども、そういった意味で、そこら辺ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、契約事業者に関して、取引歴ないということですけども、競争入札参加資格というのは必要ないのかというところ、それと改修工事完成後に何らかのことがあって、いろんなメンテナンス等、アフターサービスの体制について、どこがどのようにしていくのかというところをお伺いしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 大上議員の再質疑に答弁させていただきます。

入札に参加の条件なんですけれども、指定業者を通じた専門業者といたしましても、結局、火葬炉メーカーではなく、指定管理業者が設計業者を通じてできる業者さんを選んでやっていただいたというところの見積りだったというところで、入札に関しましては、やはり入札、2点目の答弁と重なるんですけども、参加資格も機械器具の工事というところの入札参加条件というのが要りますので、そういったところも加味したところで、参加資格が見積りした業者からは、入札には参加できなかったというところがございます。

同じく2点目につきましても、火葬炉の実績のある業者というところをやっていただきたかったというところも加味いたしまして、入札参加条件に機械器具の設置

工事をやっていただけるというところをやってございます。

最後の3点目のアフターケアの話なんですけれども、こちらにつきましては、今回落としていただいたコモンテックスさんは、泉南のほうで修理をできる体制があるということをお聞きしております。また、今後、今の指定管理業者さんにも引き続きやっていただきたいというふうにも考えてございますので、そういった面からも問題ないと考えてございます。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、公明党議員団、大上正春議員の質疑を終わります。

2番目、市來利恵議員、質疑をお願いいたします。

○市來議員 議案第76号 岩出市火葬場改修工事請負契約について質疑を行います。

重なる部分もあると思うんですが、質疑をしたいと思います。

条件付一般競争入札にした理由は。また条件は。

入札参加が1社しかなかったことについての見解をお答えください。

最後に、結果として随意契約となっていますが、約3億9,000万円の金額は高値になっていないのかという点についてお答えください。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 市來議員のご質疑にお答えいたします。

1点目の条件付一般競争入札にした理由につきましては、岩出市の火葬場は昭和45年に完成し、昭和60年に火葬炉及び設備の改修を実施してから大規模な改修工事を行っておらず、施設の老朽化が進んでございます。また、昭和45年に火葬場を施工した業者は既におらず、現在の指定管理業者に運営を任せている状況で、老朽した設備の補修を繰り返しながら現在に至ってございます。このことから、火葬炉及び設備の大規模改修が必要であるため、火葬炉の施工実績のある業者を選定いたしたく、条件付一般競争入札といたしました。

条件につきましては、特定建設業許可が機械器具設置工事で登録している業者であること、総合評定値（P点）が700点以上の者であること、新築または改築した4機以上の火葬炉を備える火葬場において、過去10年の実績を元請として、単体または共同企業体の構成員、代表構成員に限るとして、火葬炉設備工事の施工実績を有することといたしました。

2点目の入札参加が1社しかなかったことについての見解につきましては、火葬

炉を施工できる業者が全国で9社しかなく、そのうち3社から問合せ等がありましたが、現状の建物のままでは自社の製造している火葬炉が入らないなどの理由で断念された経緯もあり、入札参加が1社となりました。新築工事であれば、入札参加者の増も考えられましたが、建物については、平成12年、同じく22年、平成28年に改修済みであり、今回の入札参加数については、やむを得なかったと考えてございます。

3点目の結果として、随意契約となったが約3億9,000万円の金額は高値になっていないのか、につきましては、11月26日入札予定でありましたが、不成立となったため、入札参加者からの掲示金額から、さらに交渉を重ねた結果の金額となっておりますので、妥当であると考えてございます。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 私も調べたところ、やっぱり工事をする会社というのが、なかなか限られているという点というのは、物すごく分かっているんですけど。1点だけですね、見積書の査定、11月26日はまだ不成立やったという形になっているんですが、随意契約をした中で、見積書の査定については、いつ、どの時点でやっているのかという点をお聞かせ願いたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 市來議員の再質疑にお答えいたします。

見積りの査定につきましては、11月26日の入札不成立になった後、すぐに実施いたしました。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、市來利恵議員の質疑を終わります。

以上で、議案第76号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第76号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○玉田議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月12日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月12日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9時59分)